

子どもの学習・生活支援事業業務委託プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 件名

子どもの学習・生活支援事業業務委託

(2) 目的

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく任意事業であり、地域における生活困窮世帯（生活保護世帯を含む）の子どもに対して、安心して過ごせる居場所を提供するとともに、子どもの気持ちに寄り添った学習支援、養育に関する保護者への助言を実施することにより、学習への意欲を培い、自己肯定感を高めて子どもの健全な成長を支え貧困の連鎖を防止する。

(3) 業務の内容

ア 学習支援

イ 相談対応業務

ウ 学習以外の行事等の実施

エ 業務報告

オ 市及び近隣のN P O 法人等の関係団体との積極的連携

カ その他、仕様書に定めた事項

(4) 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

2. 概算経費

24人定員の会場運営 6,316,000円

消費税及び地方消費税を含む。税法の改正により消費税の税率が引き上げられた場合には、改正以降における消費税及び地方消費税相当額は、引き上げ後の税率により計算する。概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

3. 日程

令和8年1月30日（金） 公示

令和8年2月 6日（金） 参加申込締切

令和8年2月10日（火） 参加資格審査の結果通知

令和8年2月13日（金） 質疑締め切り

令和8年2月19日（木） 企画提案書提出締切

令和8年2月25日（水） 業者プレゼンテーション実施

令和8年2月25日（水） 審査委員会による審査

令和 8 年 3 月 3 日 (火) 選定結果通知
令和 8 年 4 月 1 日 (水) 令和 8 年度分委託契約締結

4. 実施形式

- (1) 公募型プロポーザル方式による。
- (2) 本事業は、1 事業者を選定する。

5. 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしていること。
 - ア 委託業務を実施するために必要な人員(仕様書参照)を備えているか、または雇用の確保ができること。
 - イ 国立市競争入札参加資格を有していること。又は、東京電子自治体共同運営の電子調達サービスに登録を有していること。
 - ウ 国立市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成 7 年 9 月国立市訓令(甲)第 37 号)による指名停止を受けていないこと。
 - エ 地方自治法施行令(昭和 22 年号外政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
 - オ 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (2) 前項イに該当しない者で、前項ア、ウ、エ、オを満たす者は、本プロポーザルに参加することができる。
- (3) 前項の規定により、本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出するものとする。
 - ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
 - イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書(商号登簿謄本)
 - ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書
 - エ 印鑑証明書(法人及び個人)
 - オ 財務諸表(法人及び個人)
 - カ 法人にあっては、法人税、法人事業税、法人市(町・村)民税、消費税の納税証明書。個人にあっては、所得税、個人事業税、個人市(区・町・村)都民税、消費税の納税証明書。

6. 情報公開及び提供

本業務における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、本業務に関する情報について、参加事業者の正当な利益を害する場合を除き、積極的に情報の公開

及び情報提供は、委託候補者選定に影響を及ぼさないよう、その内容及び時期について十分な配慮のもとに行うものとする。

7. 参加申込方法

参加の意思を有する事業者は、次の事項に沿って提出する。

(1) 参加申し込み期限

令和8年2月6日（金） 17時（必着）

(2) 提出書類

ア 参加申込書（別紙3・第3号様式）

イ 東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおける競争入札参加資格審査受付票（写）

ウ イを有しない場合は、「5. 参加資格」の条件を満たすことを証する書面

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出方法

「16. 問合せ・提出先」に持参、又は郵送で提出する。

郵送の場合は、特定記録郵便、簡易書留又はレターパックで送付する。

(5) 参加資格審査結果の通知

提出書類をもとに参加資格の審査を行い、令和8年2月10日（火）までに、参加申込等提出者宛に電子メールで通知する。

8. 候補者決定方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの審査により1事業者を選定する。

（審査は全て点数化して行う）

9. 質疑・回答

(1) 質問方法

質問書（別紙4）を使用し、電子メールにて送付すること。

（件名は「【事業者名】子どもの学習・生活支援事業（質問）」とすること。）

電子メール：fukufuku@city.kunitachi.lg.jp

(2) 質問期限

令和8年2月13日（金） 17時

(3) 質問先

「16. 問合せ・提出先」のとおり。

(4) 回答方法

個別に電子メールにて回答する。

10. 企画提案書等の提出

企画提案書作成方法（別紙2）を参照の上、提出する。

（1）企画提案書等の提出期限

令和8年2月19日（木）17時（必着）

（2）提出書類

ア 企画提案書（様式自由）

イ 見積書（別紙5）

（3）提出部数

（2）提出書類のア及びイをそれぞれ以下の部数を提出する。

紙：正本1部、副本9部

電子媒体：（DVD-R又はCD-R）：正本1ファイル、副本1ファイル

（4）提出方法

「15. 問合せ・提出先」に持参、又は郵送で提出する。

郵送の場合は、特定記録郵便、簡易書留又はレターパックで送付する。

11. 選考方法

市職員で組織する子どもの学習・生活支援事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により厳正な審査を行い、受託候補者を選定する。

（1）参加資格要件による書類審査

日付 令和8年2月10日（火） 審査結果の通知

（2）プレゼンテーションによる審査

ア 日時 令和8年2月25日（水） 午前9時から

イ 場所 国立市役所（時間・場所等の詳細については別途通知する。）

ウ 審査委員 9名（健康福祉部長、子ども家庭部長、福祉総務課長、生活福祉担当課長、子育て支援課長、教育指導支援課長、子ども総合相談担当係長、福祉総合相談係長、相談保護係長）

エ 時間 1事業者あたりプレゼンテーション15分 ヒアリング・質疑応答10分

オ 内容 事前に提出した企画提案書に基づいたプレゼンテーション・ヒアリング

カ 留意事項

（ア） 当日の出席者は4名以内とする。

（イ） 資料は事前に提出した企画提案書を使用する。そのため、改めて企画提案書を用意する必要はない。

（ウ） プrezentationは非公開とする。

（エ） パソコン等を利用する場合には、プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。パソコン及びその他プレゼンテーションに必要な機器は、事業者が用意

し当日持参すること。（パソコン等を使用してプレゼンテーションを行う場合は、事前に提出した企画提案書と同内容とする。）

（オ）市は、提案説明及び質疑応答についての音声を録音する。

（3）審査基準について

審査にあたっては、評定表（別紙6）に記載した点を総合的に判断し、評点方式にて選定を行う。（同点数の場合、価格による判断とする。）

12. 選考結果

最終的な審査結果については、令和8年3月3日（火）までに全ての参加事業者に電子メールにて通知するとともに、国立市ホームページで契約候補者のみ公表する。なお、審査経過については、一切公表しない。

13. 契約の締結

本委託業務の契約候補者として選定された事業者と以下のとおり契約の交渉を行う。

（1）契約内容及び金額

最終的な契約内容及び金額については、契約候補者と国立市の間で提案内容等を確認し、実現内容について精査・調整の上、最終的な契約内容・金額を確定する。提案内容及び見積額をもって直ちに契約を行うものではない。

（2）仕様

契約内容となる仕様については、別紙1の仕様書をもとに、契約候補者の提案内容や協議内容を盛り込んだ形で作成する。

（3）提案内容

提案資料及び提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

14. 失格条項等

（1）次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出期限に遅延した場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性を害する行為があった場合

エ 参加資格を有していないことが判明した場合

オ その他、審査委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

15. その他留意事項

（1）本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。

（2）提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。

- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行う場合がある。
- (7) 令和8年3月31日において本件に係る令和8年度予算が非成立の場合、本プロポーザルによる契約候補者の決定は無効とする。なお、これに伴う参加事業者の損失について、市は損害賠償の責を負わないものとする。

16. 問合せ・提出先

〒186-8501 国立市富士見台2丁目47番の1
国立市役所 健康福祉部 福祉総務課 福祉総合相談係
市役所1階 ①番窓口
電話 042-576-2111 (代表) (内線) 275、292
FAX 042-576-2138
電子メール:fukufuku@city.kunitachi.lg.jp
担当 提橋

国立市役所 健康福祉部 福祉総務課 相談保護係
市役所1階 ③番窓口
電話 042-576-2111 (代表) (内線) 125
FAX 042-576-2138
担当 小林